㈠　高度ＭＣＡ制御局及び高度ＭＣＡ制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度ＭＣＡ制御局と送信装置を共用するものに限る。） Ａ　空中線電力が38デシベル（１mWを０デシベルとする。以下この㈠において同じ。）を超えるもの　(0.05×ｆ×10⁻⁶+12) Hz Ｂ　空中線電力が20デシベルを超え38デシベル以下のもの　(0.1×ｆ×10⁻⁶+12) Hz Ｃ　空中線電力が20デシベル以下のもの　(0.25×ｆ×10⁻⁶+12) Hz ㈡　陸上移動局及び高度ＭＣＡ制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度ＭＣＡ制御局と送信装置を共用するものを除く。）　(0.1×ｆ×10⁻⁶+15) Hz	
［(3)～(22)　略］	［(3)～(22)　同左］
［32～57　略］	［32～57　同左］
別表第二号（第６条関係）	**別表第二号**（第６条関係）
［第１～第14　略］	［第１～第14　同左］
第15　削除	第15　ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局又はＭＣＡ陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は，第１から第４までの規定にかかわらず，次のとおり指定する。この指定をする場合には，電波の型式に冠して表示する。 １　周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHz以内のもの　8.5kHz ２　周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHzを超え（±）５kHz以内のもの　16kHz
［第16　略］	［第16　同左］
第17　高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局及び高度ＭＣＡ制御局の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、５MHzとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。 第18から第22まで　削除	第17から第22まで　削除
［第23～第74　略］	［第23～第74　同左］
別表第三号（第７条関係）	**別表第三号**（第７条関係）
［１～17　略］	［１～17　同左］
18　1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（17(1)の規定の適用があるものを除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。	18　ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局、ＭＣＡ陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び簡易無線局であつて、903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用するもの並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（17(1)の規定の適用があるものを除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
［表略］	［表同左］
［19　略］	［19　同左］
19の２　高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局及び高度ＭＣＡ制御局の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。	［新設］
［20～64　略］	［20～64　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。